

アジア市民社会公開シンポジウム

アジア市民社会リサーチコア

鈴木, 佑司
法政大学法学部 : 教授

パトマナン, ウクリット
チュラロンコーン大学アジア研究所 : 上級研究員

ハディ, シャムスル
インドネシア大学社会政治学部 : 講師

他

<https://doi.org/10.15017/13851>

出版情報 : 法政研究. 75 (4), pp.262-159, 2009-03-06. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

アジア市民社会形成におけるナショナリズム要因 —欧米トランスナショナリズムとの対抗関係から

三 牧 聖 子

1. 地域連帯とナショナリズム—戦間期太平洋問題調査会に着目して

「地域連帯」という言葉は私たちに、狭隘なナショナリズムを乗り越えた水平的連帯と
いったポジティブな関係性を想起させる。しかしアジア太平洋地域の連帯形成を特徴付
けてきたのは、欧米の絶えざる介入であり、当初アジア太平洋諸国は、欧米という域外
アクターの利害に沿った地域連帯に受動的にまきこまれる存在に過ぎなかった。アジア
太平洋諸国にとって地域連帯とは、域内関係をいかに緊密化していくかという課題であ
る前に、欧米の影響力をいかに排除していくか、自らが主役となった地域連帯をいかに
立ち上げるかという課題であった。

本稿は、アジア太平洋の地域連帯の先駆として太平洋問題調査会 (Institute of Pacific
Relations、以下IPRと略記) に着目し、欧米から一定の自律性を保った地域単位として
のアジア太平洋がいかにして生まれてきたのか、歴史的にアジア太平洋の地域連帯がい
かなる課題を担い、どのように展開してきたのかについての理解を深めようとするもの
である。IPRは、アジア太平洋の地域協力を掲げて1925年にハワイのホノルルで設立さ
れ、以降1961年に活動を終えるまで定期的に国際会議を開催した。特にめざましい活躍
を遂げたのは戦間期においてである。IPRには、国際連盟には加入していなかったアメリ
カ・ソ連・中国、同地域に植民地を持つイギリスやフランス等の植民地宗主国、朝鮮や
フィリピン等の従属国など、アジア太平洋に利害関係を持つ諸国家が広範に参加した。
域内・域外各国からの広範な参加者に加え、IPRを画期的なものとしたのはその理念で
あった。参加者は各国の代表者としてではなく、あくまで一個人として参加することと
され、植民地宗主国代表も、従属地域代表も、原則的には同等の発言権を与えられた。
各国は、狭い国家的見地に囚われることなく、自由主義的・国際主義的な精神に則った
客観的な討議を心がけるよう求められた。このようなIPRの平等主義的な理念は、国際協
調のための普遍的国際組織として誕生しながら、ヨーロッパ中心主義的傾向を露にして
いた連盟に幻滅していた従属諸国に、真に平等な国家間連帯への期待を抱かせるもので
あった。

しかしIPRの実態は、その理念とは程遠いものであった。1920年代の会議こそ概ね友好的な雰囲気で行われたが、以降の会議では、各国が描くアジア太平洋の未来像の間に深刻な乖離が存在することが明らかになっていき、従属地域は虐げられてきたナショナルリズムの充足を公然と求めていった。従来の研究はIPRの歴史的歩みを評価する際、各国がナショナルな要求をいかほど抑制できたか、「自由主義的・国際主義的な精神」、「客観的な討議」という当初の理念にいかほど忠実であったのかをその指標とし、協調的に討議が進められた1920年代のIPRを肯定的に、従属地域と植民地宗主国がアジア太平洋地域の未来像をめぐって対立し、議論の政治化が避けられなくなっていった1930年代以降のIPRを否定的に評価してきた⁽¹⁾。しかしこのようなIPR評価は、狭隘なナショナルリズムの克服、「国際主義的」精神に基づいた「客観的」な討議というIPRの理念は、ナショナルリズムを既に充足した先進諸国にとっては協調の理念になり得ても、虐げられてきたナショナルリズムの充足を求める従属地域にとっては、抑圧的なものになりえたことを捉えていない⁽²⁾。IPRにおいては、「我々日本人がIPRに関心を持つのは、それがあある考えを売りつけたり、教えたり、説教するものではないから、端的に言えば、極東問題に関して何ら口を出すものではないからなのだ」という日本代表の立場は、帝国主義を自明視するものとして糾弾されるどころか、「IPRの理念を的確に表現するもの」として賞賛すらされたのだ⁽³⁾。ここには、議論の政治化を避け、懸案事項を「客観的」に討議するというIPRの理念が、重大な政治問題、特に既存帝国主義秩序の改編に関わる議題を排除しようとする植民地宗主国の利害と親和的であったことが端的に示されている。

1930年代以降のIPRにおける協調的雰囲気の喪失、各国間の対立の激化は、従属地域代表が宗主国代表との安易な協調関係を拒絶し、従属地域のナショナルリズムを抑圧した上に成り立っていた「協調」関係を批判的に問い直していく過程で必然的に生じたことであった。確かに地域連帯とは、各国が狭隘なナショナルリズムを超克し、トランスナショ

⁽¹⁾ 代表的な研究として片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究—戦間期日本IPRの活動を中心として』慶應義塾大学出版会、2003年。

⁽²⁾ 戦間期IPRで実現された国際協調が、従属地域を排除・抑圧した帝国主義列強間の「協調」であったことを批判的に捉えた研究として、中見真理『太平洋問題調査会と日本の知識人』『思想』728号、1985年、104—127頁。Tomoko Akami, *Internationalizing the Pacific — The United States, Japan and the Institute of Pacific Relations in War and Peace, 1919–45* (London: Routledge, 2002). 本稿は、戦間期IPRで実現された協調を批判的に見る点で、中見やAkamiと同一の立場をとるが、重要な違いもある。中身とAkamiが主に問題としているのは、IPRで実現された協調が、それが当初高らかに掲げた理念からいかにかけ離れたものであったかである。これに対して本稿は、狭隘なナショナルリズムを克服した協調的・客観的討議というIPRの理念自体に、帝国主義列強の閉ざされた協調への志向が内在させられていたことを強調するものである。

⁽³⁾ J. Merle Davis, "Preface," in J. B. Condliffe ed., *Problems of the Pacific, 1929: Proceedings of the Third Conference of the Institute of Pacific Relations, Nara and Kyoto, Japan, October 23 to November 9, 1929* (Chicago: University of Chicago Press, 1930), p. vi.

ナルな協力関係を構築しようとするものであり、そこでは基本的に、ナショナリズムは克服されるべきネガティブな要素と位置づけられる。しかし戦間期のアジア太平洋諸国にとっては、帝国主義秩序の改編という根本課題に立ち入らない表層的な協力関係の背後にあるナショナルな政治課題を暴き出していくことが最重要課題であった。この課題においてナショナリズムは、欧米の帝国主義的介入を拒絶し、アジア太平洋の地域秩序構築の主導権を奪還するポリティクスという、ポジティブな意味を持って立ち現れてくるのである。

2. 「太平洋共同体 (Pacific Community)」の創出？

—帝国主義秩序との妥協

第一次大戦中、米大統領ウッドロー・ウィルソンは、世界大戦という惨禍を二度と繰り返さないために、リベラルな国際秩序の実現に向けた14か条の諸原則を提示した。ウィルソンの諸原則は、パリ講和会議ですべて具現化されることはなかったが、戦間期には多数の国際主義団体が設立され、不徹底に終わったウィルソン主義的秩序の実現を追求することになる。IPRもそのような国際主義団体の一つとして誕生した。それはいわば、アジア太平洋地域にウィルソンの諸原則を実現しようとする試みであった。⁽⁴⁾しかしここで問題となるのが、欧米の植民地が広がっていた当時のアジア太平洋地域に、ウィルソンの諸原則を適用するというとき、そこで具体的に展望される国際秩序はどのようなものでありえたのかということである。IPRに参加した各国は、アジア太平洋地域によりリベラルな秩序を実現するという抽象的スローガンにおいてこそ一致していたものの、彼らが具体的に描くアジア太平洋地域の未来像は、根本的ともいえるほどに異なっていた。

そもそもウィルソンの14か条は、一体となって一つの国際秩序のあり方を指し示すような整合的なものではなく、各々矛盾しあう要素を内包し、それゆえ多様な解釈を許すものであったが、特にそれは国際秩序とナショナリズムとの関係について曖昧であった。⁽⁵⁾すなわち、それは一方で民族自決を掲げ、虐げられてきたナショナリズムの充足こそが国際平和の要であると主張しながら、他方で、各国が利己的なナショナリズムを克服し、その恣意的な発露を抑制することが、国際平和にとって必要であると主張するもので

⁽⁴⁾ Akami, *op.cit.*, introduction.

⁽⁵⁾ Lloyd E. Ambrosius, *Wilsonianism — Woodrow Wilson and His Legacy in American Foreign Relations* (New York : Palgrave Macmillan, 2002), introduction.

あった。そこには、ナショナリズムの解放の契機と、ナショナリズムの超克の契機の双方が存在したとあっていいだろう。戦間期IPRを特徴付けたのは、ウィルソンが掲げた諸原則をナショナリズムの解放の文言と見なし、帝国主義支配の終焉を主張する従属地域代表と、ウィルソンの諸原則を、帝国主義秩序そのものへの挑戦ではなく、よりリベラルな植民地支配を促すものと解釈し、逆に従属地域のナショナリズムの発露を、狭隘なナショナリズムの克服とトランスナショナルな協調の促進というIPRの理念に反するものとして断罪する宗主国代表の争いであった。

この争いは、第1回ホノルル会議に既に兆していた。IPRはその設立目的として、交通の発展によって相互の接触が増大したにもかかわらず、意思疎通が十分でないために、諸国家間の軋轢が増しつづめる太平洋地域に、諸国家の代表が定期的に顔を合わせ、懸案事項を討議する場を提供することを掲げていた。⁽⁶⁾ こうしたIPRの主旨を根底で支えていたのは、太平洋地域は様々な紛争要因を抱えてはいるが、そうした問題の多くは、相互理解の不足や誤解に由来するものであり、「相手のことをよく知るならば、相互不信は解消される」、「人々が国際的な視野で物事を考えるならば、正しい解答が導き出される」といった楽観であった。こうした楽観に、「太平洋の人々が直面している問題は様々だが、大まかに言えばそれは極めて単純な問題として提起される」と異を唱えたのが中国代表であった。中国代表は、「太平洋には二つの集団—過去、東洋人の犠牲の下に権利と領土の拡張に努め、現在その特権をできるだけ長く保持しようと画策している白人特権集団と、近年ナショナリズムと人種意識に覚醒し、過去奪い去られてきたものを取り返そうとしている集団がいる。この二つの集団の対立こそ、今日の太平洋の根本問題であり、この問題を放置すれば建設的な太平洋の発展などは到底見込めないばかりか、早晩の紛争と破滅は不可避であろう」と、太平洋地域の軋轢の根本には、帝国主義支配の問題があるという認識を明確にすることを求め、この根本問題を迂回して表層的な協調関係を構築しようとする欧米IPRを暗に批判したのだった。

植民地列強と従属地域代表が、既存の帝国主義秩序の是非をめぐって対立する中で、独自のアジア太平洋秩序を追求しようとしたのがアメリカ代表であった。1927年にホノルルで開催された第2回会議の基調演説で、米代表レイ・L・ウィルバーは、アメリカ

⁽⁶⁾ “Development of the Plan for a Conference on Problems of the Pacific Peoples,” in *Institute of Pacific Relations, Honolulu Session, June 30-July 14, 1925 - History, Organization, Proceedings, Discussions, and Addresses* (Honolulu, Hawaii : Institute of Pacific Relations, 1925), pp. 13-15.

⁽⁷⁾ Chester H. Rowell, “American Sentiment of Problems of the Pacific,” *Ibid.*, pp. 102-106.

⁽⁸⁾ T.Z.Koo, “A Chinese View of Pacific Relations,” *Ibid.*, pp. 68-70.

は現在、急速な富の拡張、商業の発展、資本の拡張を見ており、このような事実はアメリカ国民を『責任』という新たな視点から国際関係を思考するよう促しているとして、アメリカ主導のアジア太平洋秩序構築への決意を表明した。⁽⁹⁾ *New Republic*の編集者として知られる米代表ハーバート・クローリーは、ワシントン会議（1921）が、従来大西洋の延長としか見なされず、西洋帝国主義の一舞台にすぎないものとされてきた太平洋を、「史上初めて、独立した政治・経済単位として扱い、太平洋の地域共同体の輪郭を描き出した」という自負心を背景に、太平洋に「構成員のすべてが安全、自律、平等を享受した諸国家の共同体」を実現すべきだと主張した。そして「政府は、既存の法的権利に囚われていて、実験的に諸国家の共同体のヴィジョンを描いていくような革命的任務にはふさわしくない。このような試みは、既存の政府と対立関係にあるわけではないが、しかし国策から完全なる独立を保った非政府組織によってよく担われる」と、IPRへの期待を表明したのだった。

しかしクローリーの「太平洋共同体 (Pacific Community)」は「これ以上の帝国主義的侵略」を否定するものであって、既存の植民地秩序までも否定するものではなかった。クローリーは、IPRの役割は、実践的な政治解決を図ることにはなく、冷静かつ客観的な調査に徹し、「高尚で、遠い将来の課題であるところの太平洋共同体」の可能性を考究し続けることにあるとして、現今帝国主義秩序の改編を漠然とした将来的課題へと解消してしまっただった。⁽¹⁰⁾ こうした既存帝国主義秩序に対する「太平洋共同体」の妥協的姿勢は、アメリカの帝国主義に対する態度を反映していた。先の演説でウィルバーは、「アメリカの領土的拡張は帝国主義的欲求ではなく、民主主義的理想、アメリカと同様の政治体制・教育の導入によって、その国もアメリカと同様の進歩を辿ることができるという信念に由来するものであった」と強調し、前フィリピン最高裁判事であり、同会議に比代表として参加していた米国人フレッド・S・フィッシャーは、「今フィリピンが完全に独立し、軍隊・外交関係に支出することになれば、教育、衛生、公共事業に関する支出を削減せざるを得ない。現在アメリカ市場に関税を免除されて出回っているフィリピン製品に、他国と同等の関税が科されれば、フィリピンの生活水準の低下は免れ得ない」と、アメリカの支配がいかに「恩恵的」なものであるかを繰り返し強調したのだった⁽¹²⁾

⁽⁹⁾ Ray L. Wilbur, "An Interpretation of America in Pacific Relations," in J. B. Condliffe ed., *Problems of the Pacific: Proceedings of the Second Conference of the Institute of Pacific Relations, Honolulu, Hawaii, July 15 to 29, 1927* (Chicago: University of Chicago Press, 1928), pp. 58-59.

⁽¹⁰⁾ Herbert Croly, "Human Potential in Pacific Relations," *Ibid.*, pp. 577-586.

⁽¹¹⁾ Ray L. Wilbur, "An Interpretation of America in Pacific Relations."

た。

3. IPRの地域連携とナショナリズム

ーより水平的なトランスナショナリズムへ

1930年代以降のIPRでは、国際的緊張の高まりを背景に、参加国の関心はリベラルな「太平洋共同体」の創出という未来志向のものから、国際連盟の機能も十分に及ばず、他に十分な外交機関も存在しない太平洋の秩序は、いかに侵略から防衛されるのかという喫緊の課題へと移行していった。IPR参加国は満州における日本の帝国主義的領土拡張を強く非難したが、日本への批判は、帝国主義秩序そのものへの批判に向かうことはなく、むしろそこでは、域内大国を欠く太平洋地域の安全保障にとっていかに域外大国の介入が重要であるかが強調された⁽¹²⁾。しかし第二次大戦も終焉に近付き、各国の関心が大战後の秩序構築へと移行していくにつれ、アジア太平洋域内の国家だけでは安全保障は自足できず、大战後も域外国家の介入は不可欠であるとする欧米代表と、大战後も「安全保障」の名の下に政治的独立が抑圧され続けることを危惧する従属国家代表との対立が顕在化していくことになる。

1941年、米英両政府が戦後国際秩序の原則として大西洋憲章を発表したことを受け、翌年のモントランブラン会議では、大西洋憲章が戦後アジア太平洋秩序にいかに対応されるのかが中心議題となった。まず問題となったのが同憲章の適用範囲であった。従属地域代表は同憲章がヨーロッパのみならず、アジア太平洋も含め、普遍的に適用されることを明確にするように求め、この点は植民地列強も認めざるを得なかった。論争を呼んだのは大西洋憲章をアジア太平洋に適用するとは、具体的に何を意味するのかという点であった。一刻も早い独立を主張する従属地域代表に対し、宗主国代表従属地域の政

⁽¹²⁾ Fred C. Fisher, "Present-day Problems of the Philippines," *Ibid.*, pp. 44-54.

⁽¹³⁾ Round Table, "The Diplomatic Machinery of the Pacific," in Bruno Lasker ed., *Problems of the Pacific, 1931: Proceedings of the Fourth Conference of the Institute of Pacific Relations, Hangchow and Shanghai, China, October 21 to November 2* (Chicago: Univ. of Chicago Press, 1932), pp. 221-265. Round Table, "The Changing Balance of Political Forces in the Pacific and the Possibilities of Peaceful Adjustment," in W. L. Holland and Kate L. Michell eds., *Problems of the Pacific, 1936: Aims and Results of Social and Economic Policies in Pacific Countries: Proceedings of the Sixth Conference of the Institute of Pacific Relations, Yosemite National Park, California, 15-29 August 1936* (London: Oxford University Press, 1937), pp. 181-208. Round Table, "Possibilities of Adjustment in the Far East," in W. L. Holland and Kate L. Michell eds., *Problems of the Pacific, 1939: Proceedings of the Study Meeting of the Institute of Pacific Relations, Virginia Beach, Virginia, November 18-December 2, 1939* (New York: Institute of Pacific Relations, 1940), pp. 108-130.

治的独立は同憲章が掲げた諸目的の一つに過ぎず、それはアジア太平洋の安全保障上の要請と調和される範囲で実現されねばならないと強調した。⁽¹⁴⁾ 英代表は、「『4つの自由』を根本で基礎付けているのは、安全保障である。安全が保障されない限り、自由は単なる幻想になってしまう」と、従属地域代表の大西洋憲章理解があまりに独立・解放というモメントに偏重したものであることを批判したのだった。⁽¹⁵⁾

こうした宗主国代表の現状維持的志向は、1945年に「太平洋の安全保障」をテーマに開催されたホット・スプリングズ会議に一層顕著であった。米代表が、今後もアメリカは太平洋地域に軍事基地を保持する必要があるという見解を示すと、英代表は安全保障のための介入は、帝国主義と見なされるべきではなく、良識と世界の安全、現地の人々の福利という観点から理解されねばならないと強調した。⁽¹⁶⁾ インド代表は、「安全保障」を大義に依然介入を継続させようとする欧米IPRに不信をつのらせ、「『平和愛好国』の実態は『パワーを持った』国であり、彼らはその巨大なパワーが世界の安全を擁護・独占する使命を神から与えられたと自負している。しかし安全とは押し付けられるものではなく、内側から、人々の心の底から生まれるものである。⁽¹⁷⁾ IPRのような国際会議はそのような意味での安全を醸成するものでなければならない」と公然と反発した。さらにアジア各国の代表は、国際連合が、平和と安全の問題において安保理五大国に巨大な権限を与えるものであることを、「平和を一握りの大国の恣意的決定に委ねるもの」と批判し、国際連合は、アジアの急速な成長を予測できず、アジアへの正当な配慮を欠いた国際連盟の二の足を踏んではならない、政治的独立を果たしたばかりの従属諸国が加入した際には、彼らにも十分な役割を与えるようなものでなければならないと、アジアの弱者にも正当な地位を与える、より民主的な国連を求めたのだった。⁽¹⁸⁾

1950年、「アジア・ナショナリズムと西洋」をテーマにインドのルクノーで開催された第11回会議では、アジア諸国の連帯はアジア諸国のイニシアティブで実現されねばならないこと、アジア太平洋地域におけるアジア諸国と欧米諸国の協調は望ましいが、その

⁽¹⁴⁾ Round Table, "United Nations Cooperation in the Pacific," in *War and Peace in the Pacific: A Preliminary Report of the Eighth Conference of the Institute of Pacific Relations on Wartime and Post-war Co-operation of the United Nations in the Pacific and the Far East, Mont Tremblant, Quebec, December 4-14, 1942* (London: Royal Institute of International Affairs, 1943), pp. 24-25. Round Table "Southeast Asia," *Ibid.*, pp. 48-49.

⁽¹⁵⁾ "A British View of A Far Eastern Settlement," *Ibid.*, pp. 4-15.

⁽¹⁶⁾ Round Table, "Collective Security," in *Security in the Pacific: A Preliminary Report of the Ninth Conference of the Institute of Pacific Relations, Hot Springs, Virginia, January 6-17, 1945* (London: Royal Institute of International Affairs, 1945), p. 117.

⁽¹⁷⁾ "Some Concluding Statements," *Ibid.*, pp. 127-136.

⁽¹⁸⁾ Round Table, "Collective Security," *Ibid.*, pp. 106-107, 109.

協調は、慈善やイデオロギーに基づくものではなく、互いの利益を尊重しあつた、対等のものでなければならぬことが改めて確認された。⁽¹⁹⁾ 欧米代表が、政治的独立を実現させたアジア諸国でも依然ナショナリズムが沈静化する気配がないことを挙げて、アジア・ナショナリズムを非理性的なものとして攻撃すると、インド首相ネルーは、「確かにナショナリズムそれ自体は善いものではない」、しかし「今日のアジアでは、依然ナショナリズムは人々の心を強く規定し、ナショナリズムの要請を無視した議論は力を持ち得ない」、「この強烈なナショナリズムは、過去の植民地支配の記憶に根ざしたものであり、この記憶が呼び起こされたり、植民地支配が新たな形態で出現することがあれば、再び西欧に対する強烈な反感として立ち現れるだろう」と、アジア太平洋地域においてナショナリズムは、未だその役目を終えていないこと、欧米が再び帝国主義的な介入によってアジアの自律を損うことがあれば、それはいつでも呼び起こされることを強調したのだった。

4. アジア太平洋の地域連帯—その歴史的課題

IPRは、その歴史を通じて有意義な地域協力をアジア太平洋に生み出したとは言い難い。しかしこの事実は、必ずしもIPRの意義を奪ってしまうものではない。なぜなら、IPRの意義は、各国がどれほどナショナリズムを克服し、トランスナショナルな協力関係の構築に従事できたかという指標によって測りきれものではないからである。当初IPRに支配的であったのは、欧米植民地列強と従属地域との権力の非対称性を不問に付し、表層的に築かれた「地域連帯」であり、従属地域代表にとって最大の課題は、そのような欧米中心の「地域連帯」に抑圧されていたナショナルな課題を解放し、地域連帯のイニシアティブを自分達の手に取り戻していくことにあった。IPRの歴史が参加国の協調よりも、不和や論争をより多く見たこと自体は不幸なことであった。しかしこの事実は、アジア太平洋の人々が、欧米に対し、自律と平等を獲得した地域連帯を生み出すために絶え間ない模索を重ねてきたことの証拠でもある。

確かにナショナリズムそのものは、地域連帯の原理を提供するものではない。しかし地域連帯の試みは、域内関係を強化していく作業であると同時に、域外との間に対等な

⁽¹⁹⁾ “Summaries of Lucknow Conference Discussions,” in William L. Holland ed., *Asian Nationalism and the West: A Symposium Based on Documents and Reports of the Eleventh Conference, Institute of Pacific Relations* (New York: Macmillan, 1953), pp. 385-403.

⁽²⁰⁾ Jawaharlal Nehru, “Opening Address,” *Ibid.*, p. 354.

協調関係を実現していく二重の作業である。このように地域連帯を二重の課題として捉えれば、トランスナショナルな協力関係の構築とは、必ずしもナショナリズムの否定・忘却を意味しない。IPRの歴史的軌跡が示すのは、欧米の帝国主義的介入を、ナショナリズムによって打破した先に初めて、アジア太平洋に、アジア太平洋の人々自身がイニシアティブを握った地域連帯の道が開かれたということである。このようなポリティクスとしてのナショナリズムは、あるアクターに不当に有利な「地域連帯」を糾弾し、より平等な、言葉の真なる意味でのトランスナショナルな連帯を実現していく契機となるものであり、それは究極的にはトランスナショナリズムと相補的な関係にある。

今日でもしばしば、地域連帯という課題は、いかにナショナリズムを克服していくかという課題と同一視される。しかし地域連帯とナショナリズムの関係はそれほど単純なものではない。地域連帯＝ナショナリズムの克服という見方は、基本的なナショナリズムを充足した後に、地域連帯という課題に取り組むことができた西欧の歴史経験を色濃く反映したものであり、長らく基本的なナショナリズムの充足すら否定されてきたアジア太平洋地域の歴史経験をよく言い表すものではない。IPRの苦悩に満ちた歩みは、アジア太平洋の地域連帯が、域内アクターと域外アクター、ナショナリズムとトランスナショナリズムが複雑に交錯しあう中で展開されてきたこと、その歴史の延長上にある今日の地域連帯もまた、このような複雑なプリズムから理解されねばならないことを如実に物語っているのである。